

# 「労働保証についての省布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

## 労働保証についての省布告

● 仏暦二五五一年・被雇用者からの労働保証、もしくは労働損害保証の要求または受取の原則と方法についての労働省布告

前文省略

### 第一項

本布告を「仏暦二五五一年・被雇用者からの労働保証、もしくは労働損害保証の要求または受取の原則と方法についての労働省布告」と呼ぶ。

### 第二項

本布告は官報公示日より施行する。[官報公示日は二〇〇八年七月四日]

### 第三項

仏暦二五四一年八月一九日付けの被雇用者からの労働保証金、もしくは労働損害保証金の要求または受取の原則と方法についての労働・社会福祉省布告を廃止する。

### 第四項

使用者が被雇用者からの労働保証、もしくは労働損害保証を要求または受け取ることができる業務の形態もしくは様態は以下の業務とする。

(一) 会計主任。

(二) 現金出納係。

(三) ダイヤモンド、宝石、銀、金、白金および真珠など宝石・貴金属に係る管理または責任業務。

(四) 使用者の地所または財産、もしくは使用者の責任下にある地所または財産の警護あるいは管理。

(五) 債権取り立て、または催促。

(六) 乗物 [注/自動車など] の管理または責任業務。

(七) 倉庫、売買、交換、賃貸、リース、貸付、財の受託、担保引受、質受け、保険引受、送金または振込み引受、または銀行業務に係る義務責任業務。ここに、とくに以上の業務のための金銭または財の管理者である被雇用者。

### 第五項

労働保証または労働損害保証には以下の三種類がある。

(一) 現金。

(二) 財産。

(三) 保証人による保証。

#### 第六項

使用者が現金で保証を要求する、または受け取る場合、要求または受け取ることのできる金額は、被雇用者が受け取っている平均日給の六〇倍以下でなければならない。

#### 第七項

第六項に基づき使用者が要求した、または受け取った保証金が、保証金の要求または受け取りの要件、あるいは合意、被雇用者の同意に基づき使用者への損害額を補償するため使用されたことにより減額した場合、使用者は当該減額を超えない範囲で、保証金の増額を要求する、または受け取ることができる。

#### 第八項

使用者は保証金を銀行またはその他の金融機関に預金し、被雇用者個人の名前で預金口座を作る。保証金を受け取ってから七日以内に銀行またはその他の金融機関名、口座名、口座番号を被雇用者に通知する。

第一段に基づく実施により生じる費用は使用者が負担する。

#### 第九項

使用者が財産で保証を要求または受け取る場合、保証として要求または受け取ることのできる財産は以下の通り。

(一) 銀行定期預金通帳。

(二) 銀行の保証書。

当該財産は被雇用者が受け取っている平均日給額の六〇倍以下でなければならない、使用者が保管者となる。

使用者が(一)に基づく財産の所有権を変更し、もしくは被雇用者に変更させ、使用者またはその他の者のものとすることを禁じる。

#### 第一〇項

使用者が人による保証により保証を要求または受け取る場合、使用者が保証人に要求する保証額は被雇用者が受け取っている平均日給額の六〇倍以下でなければならない。

使用者は保証契約書を三部作成し、使用者、被雇用者、保証人が各一部ずつ保管する。

#### 第一一項

使用者が第五項に基づく保証を複数の種類をもって要求または受け取る場合、全種類の

保証の合計額を計算した時、被雇用者が受け取っている平均日給額の六〇倍以下でなければならない。

#### 第一二項

本法令の施行日前に、使用者が第五項に基づく業務形態または様態を有する被雇用者から、第九項に基づく財産ではない保証を要求または受け取っていた、もしくは本布告が定めた額を超えて保証を要求または受け取っていた場合、使用者は本布告の施行日から三〇日以内に、本布告が定めた保証があるようにし、定めた額を超えないようにする。

(おわり)